

福岡県環境負荷低減事業活動実施計画認定に係るQ&A

本資料は令和7年5月20日時点で作成したものです。

内容については、今後、法の施行状況等を踏まえて、随時更新することがあります。

あらかじめ御了承ください。

＜目次＞	
1	【全般】
1-1	環境負荷低減事業活動実施計画は、どのような計画ですか。
1-2	環境負荷低減事業活動実施計画の認定(みどり認定)を受けるにはどこに相談すればいいですか。
1-3	計画認定による補助金の採択上のメリットはありますか。
1-4	認定制度に基づく取組が、生産者の経営発展にどのようにつながるのですか。
1-5	みどり認定を受けた農家が、農作物に独自のPRシールで「みどり認定を受けた農家です」と標記することは可能ですか。また、PRにあたって、留意すべきことはありますか。
1-6	エコファーマー(旧法)の認定期間が残っている農業者が、同内容でみどり法の認定を受けることは可能ですか。また、重複して認定を受けた場合、旧法の認定を取り消さなければならないのですか。
2	【環境負荷低減事業活動実施計画等】
2-1	有機農業は環境負荷低減事業活動に該当しますか。
2-2	温室効果ガスの排出削減の取組(2号活動)は、土づくり、化学肥料・化学農薬の低減(1号活動)に追加で取り組まなければ認定が受けられませんか。
2-3	温室効果ガスの排出削減の取組ではソーラーシェアリングやバイオマス発電等により売電収入を得る取組も環境負荷低減事業活動の対象ですか。
2-4	林業や漁業ではどのような取組が想定されますか。
2-5	林業種苗(苗木)の生産は林業の取組となりますか。
2-6	農林水産省令で定める事業活動(法第2条第4項第3号)は、どのようなものですか。
2-7	農業協同組合、農業協同組合連合会、経済農業協同組合連合会、集落営農組織等の農業者の団体は、環境負荷低減事業活動実施計画の申請者になれるか。また、どのようなケースが想定されますか。
2-8	計画には、取組面積の拡大や削減率の深掘りなど、上向きの目標を設定しなければならないですか。
2-9	更新認定を行う場合、新たな技術を導入したり、現状よりも上向きの目標を設定したりする必要がありますか。
2-10	環境保全型農業直接支払交付金制度を活用する農業者団体は、環境負荷低減事業活動実施計画を提出することができますか。
2-11	近年増加傾向にある「堆肥入りの肥料」については、「有機質資材の施用」の「有機質資材」に該当しますか。若しくはあくまで肥料であることから該当しないのでしょうか。
2-12	温室効果ガスの排出削減の取組(2号活動)は、どのような基準があるのか。

2-13	農林水産大臣が別途定める事業活動(3号活動)の5類型について、具体的な取組イメージを教えてください。
2-14	農業者が作成する旧持続農業法の導入計画と本法律の実施計画について、記載事項は大きく変わりますか。
2-15	旧法では、過半の面積で取組を行う必要がありましたが、新法では取組面積に下限等がありますか。
2-16	有機JASを既に取得している有機農業者が作成する実施計画は、どのようなものとなりますか。
2-17	みどり認定取得後、計画に変更があった場合どのようにするべきでしょうか。また、その他提出すべき書類はありますか。
2-18	複数の都道府県を跨ぐ形で環境負荷低減事業活動実施計画等を申請することはできますか。
2-19	実施計画の申請に当たっては、土壌診断結果を添付することとされていますが、土壌診断はどの程度の粒度で行えば良いですか。また、計画申請の段階で行う必要がありますか。
2-20	1号活動の申請を行う場合、土壌診断結果の添付が必須となっていますが、どこに定められていますか。
2-21	環境負荷低減事業活動として「土づくり、化学肥料・農薬の使用減少」に取り組みたいのですが、土壌養分が蓄積し堆肥の施用を控えるべきとの土壌診断結果が出ている場合でも、当該取組類型で申請して認定を受けることはできますか。
2-22	土づくり、化学肥料・化学農薬の低減(1号活動)での申請において、申請時の土壌診断結果の添付が必須となっていますが、申請時でなく実施計画の期間中の提出とすることはできますか。
2-23	計画に記載する面積の単位(精度)は概数でいいですか。年度ごとに面積の変更が想定される場合、面積の確認は必要ですか。
2-24	J-クレジット制度に登録されたプロジェクトに取り組み、同じ取組でみどり認定を受けることは可能ですか。
	(グループ認定について)
2-25	農業者の団体で一括で環境負荷低減事業活動実施計画等を申請し、団体や構成員が税制・金融等特例を受けたい場合に、申請書における申請者目標や実施内容についてどのように記載すればよいですか。
2-26	申請主体になれる団体の要件はありますか。
2-27	団体申請の計画書はどのように作成すればいいですか。
2-28	団体名で申請を受けても、その構成員が税制等の特例措置を活用することはできますか。
2-29	経営面積、作物別の面積で「概ね2分の1以上環境負荷低減事業活動」の見込みがあることがガイドラインに示されていますが、団体申請の場合は、団体としての「2分の1以上」でもいいですか。
2-30	団体申請の場合、例えば、特別栽培米部会の認定計画では「年度により構成員が増減する」ことが想定されます。この場合、どのような手続きが必要となりますか。
2-31	国交付金等で共同選果場の要望を挙げる際にポイント加算をできるようにするには、受益産地の団体すべてがグループ申請で認定を受けないと加算できないでしょうか。受益産地の過半が認定をうければ加算できるでしょうか。
2-32	グループ申請の場合、任意団体には規約が必要ですか。
2-33	構成員一覧のエクセル表の作成も負担が大きいことから、さらなる簡素化のため、団体としての申請書1本+構成員名簿+特例を受ける構成員の別表で申請することはできませんか。
2-34	グループ申請における実施状況報告は、個人の内訳を含めて報告するのでしょうか。

2-35	グループ申請にあたり、構成員に係る内容を別表にまとめる際には、事業活動の内容及び目標等は個別農家毎に全て記載する必要がありますか。
2-36	グループ申請にあたり、構成員に係る内容を別表にまとめる際、経営の持続性の確保に関する事項はどの程度記載すれば良いですか。
2-37	グループ認定の場合、計画の実施期間中に構成員数が増減した場合、どのような対応が必要でしょうか。
2-38	同一個人が複数のグループで環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けることはできますか。
3	【みどり投資促進税制】
3-1	特別償却の特例は、農業者にとってどのようなメリットがありますか。
3-2	税制の適用を受けるためには何をすれば良いですか。
3-3	補助金との併用は可能ですか。
3-4	税制の適用対象は中小企業のみですか。
3-5	税制措置の対象機械等と一体的に整備する建物等とは何ですか。
3-6	「取得」とは、具体的にどのタイミングを指すのですか。
3-7	リースにより取得した機械は税制の対象になりますか。
3-8	中古品は税制の対象になりますか。
3-9	「事業の用に供する」とは、具体的にどのタイミングを指すのですか。
3-10	みどり投資促進税制を利用するためには、いつまでに実施計画を申請すれば良いですか。
3-11	設備の修繕は対象となりますか。
3-12	特別償却限度超過額の繰り越しは可能ですか。
3-13	取得価額の範囲には、どのような費用が含まれますか。
3-14	取得価額に消費税は含まれますか。
3-15	脱炭素に関する取組については、本税制の対象となりますか。
3-16	プラスチックの排出量抑制の取組については、本税制の対象となりますか。
3-17	中小企業投資促進税制との併用は可能ですか。
3-18	農水省HPに掲載されていたみどり税制対象機械の型式について、取得直前で更新が行われ、税制対象期間外での取得となった場合でも、みどり投資促進税制を適用できますか。
	(農業者向け、対象機械等の要件)
3-19	環境負荷低減事業活動に係る税制措置は、どのような設備が対象ですか。
3-20	みどり投資促進税制について、「国が確認した設備」であることを証明するマーク等がありますか。

3-21	みどり投資促進税制の対象設備(国が確認した設備)はどこを確認すれば良いですか。
3-22	環境負荷低減事業活動に係る税制措置の対象機械等について、安定に不可欠な機械等とは何ですか。
3-23	税制の対象設備として農業用機械等を導入し、当該機械の収納を行うための倉庫を整備した場合、設備と一体的な建物として当該倉庫は税制の対象になりますか。
3-24	環境負荷低減事業活動における税制対象機械等について、販売が開始された時期に係る要件は何ですか。
3-25	機械等の取得価額はどのような単位で考えれば良いですか。
3-26	農業経営基盤強化準備金制度との併用は可能ですか。
4	【農業改良資金】
4-1	みどりの食料システム法に基づき農業改良資金の融資を受けられるのは、どのようなケースですか。
4-2	農業改良資金を借りたい場合には、どこに相談したらいいですか。
4-3	農業改良資金の融資と補助金との併用は可能ですか。
4-4	農業改良資金を利用するためには、いつまでに実施計画を申請すれば良いですか。

福岡県環境負荷低減事業活動実施計画認定に係るQ&A

1 【全般】

1-1 環境負荷低減事業活動実施計画は、どのような計画ですか。

農林漁業者が、当該農林漁業者の行う農林漁業の持続性の確保に資するよう、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るため、次に掲げる事業活動を行うための作成した計画です。

- ①土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動
- ②温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動
- ③別途、農林水産大臣が定める事業活動

県は、環境負荷低減に取り組む農林漁業者が作成する環境負荷低減事業活動実施計画を認定し、認定された計画に基づく取組は、税制・金融措置により支援されます。

1-2 環境負荷低減事業活動実施計画の認定(みどり認定)を受けるにはどこに相談すればいいですか。

以下の書類の提出先までご相談ください。

区分	書類提出先
農業・畜産に関すること	申請者の住所を所管する県農林事務所（農山村・）農業振興課
林業に関すること	申請者の住所を所管する県農林事務所林業振興課
漁業に関すること	県農林水産部水産局水産振興課・漁業管理課

1-3 計画認定による補助金の採択上のメリットはありますか。また、ほかにメリットはありますか。

計画認定を受けて環境保全型農業などに前向きに取り組む方々に対して、みどり戦略交付金を始めとする関係予算の優先採択等のメリット措置を講じております。詳しくは農林水産省ホームページを御覧ください。

URL: みどりの食料システム戦略トップページ:

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>

その他、一定の設備等を新たに取得等した場合に、特別償却の適用が受けられます。(みどり投資促進税制: 詳細は本Q&Aの3以降参照下さい)

1-4 認定制度に基づく取組が、生産者の経営発展にどのようにつながるのですか。

生産者が環境負荷低減に取り組むことは、肥料原料や燃油価格が高騰する中で、化学肥料や燃油依存からの脱却や生産コストの低減など、足腰の強い経営体質に向けて、生産者が自らの経営を見つめ直していただくきっかけになると考えています。

また、SDGsや環境への配慮が求められる中で、農林漁業分野でも、今後、社会のニーズに対応した取組が求められるため、息の長い取組として、今できることから始めることが重要と考えています。

本法律において、国が講ずべき施策が位置付けられたところであり、県としては、国の施策等の積極的な活用を支援してまいります。

1-5 みどり認定を受けた農家が、農作物に独自のPRシールで「みどり認定を受けた農家です」と標記することは可能ですか。また、PRにあたって、留意すべきことはありますか。

本制度は、環境負荷低減事業活動を行う「農林漁業者」を認定する制度であるため、「農林漁業者」の属性としてみどり認定を受けていることを示すような表現は可能です。

(表記可能な文例:「環境にやさしい農業を行っています」「みどり認定を受けた生産者です」「みどり認定を取得し、環境にやさしい農業に取り組んでいます」「みどり認定農業者」など)

一方で、本制度は、生産物の品質を保証する制度ではないため、「認定」と「生産物」が直接的に紐づくような、消費者の誤解を招きかねない表現は避けていただく必要があります。

(消費者の誤解を招きかねない文例:「みどり認定を受けた農産物です」など)

1-6	<p>エコファーマー(旧法)の認定期間が残っている農業者が、同内容でみどり法の認定を受けることは可能ですか。また、重複して認定を受けた場合、旧法の認定を取り消さなければならないのですか。</p> <p>重複して認定を受けていただくことは可能です。なお、その場合でも、旧法の認定を取り消す必要は特段ありません。</p>
<h2>2 【環境負荷低減事業活動実施計画等】</h2>	
2-1	<p>有機農業は環境負荷低減事業活動に該当しますか。</p> <p>法第2条第4項第1号には、有機農業による取組も含み、土づくりを行った上で慣行基準よりも化学肥料・化学合成農薬の使用量を減らす計画であれば認定を受けられます。 県の慣行基準の定めのない品目で有機農業に取り組む場合も、通常の営農管理において化学肥料・化学合成農薬を使用している作物であることを確認できれば、認定を受けることができます。</p> <p>【計画の認定を受けなければ、「有機」を名乗れなくなるのですか。】 本法律の認定制度は、有機農業にこれから取り組もうとする方や、さらに取組を広げたい方の設備投資などを支援するものです。そのため、認定を受けないと「有機」を名乗れなくなるというものではありません。なお、有機農産物等の表示については、従来どおり、JAS法に基づく手続きが必要です。</p>
2-2	<p>温室効果ガスの排出削減の取組(2号活動)は、土づくり、化学肥料・化学農薬の低減(1号活動)に追加で取り組まなければ認定が受けられませんか。</p> <p>土づくり、化学肥料・化学農薬の低減(1号活動)と温室効果ガスの排出削減(2号活動)は、それぞれ別のメニューであり、農林漁業者はいずれかに取り組むことを計画申請すれば認定を受けることができます。</p>
2-3	<p>温室効果ガスの排出削減の取組ではソーラーシェアリングやバイオマス発電等により売電収入を得る取組も環境負荷低減事業活動の対象ですか。</p> <p>本法律の計画認定制度においては、農林漁業に由来する環境負荷を低減する取組を認定の対象としており、温室効果ガスの排出削減の取組(2号活動)では、例えば、現在使用している燃油・電気の削減(省エネ)や、再生可能エネルギーへの転換等の取組が該当します。このため、単に売電を目的とするソーラーシェアリングやバイオマス発電等では対象となりませんが、発電した電力を自らの営農活動に使う場合などは認定の対象となり得ます。</p>
2-4	<p>林業や漁業ではどのような取組が想定されますか。</p> <p>本法律の計画認定制度においては、農林漁業全体で横断的に取り組むべき分野として、法第2条第4項第2号で、「温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動」を認定の対象としており、林業・漁業分野では、例えば、省エネ型機械・漁船への転換などの取組を想定しています。なお、森林整備などのいわゆる吸収源対策については、対象に含まれません。</p>
2-5	<p>林業種苗(苗木)の生産は林業の取組となりますか。</p> <p>主として請負によって山林用苗木を育成するための事業は、林業と解されます。</p>
2-6	<p>農林水産省令で定める事業活動(法第2条第4項第3号)は、どのようなものですか。</p> <p>別途農林水産大臣が定める事業活動としてお示ししている告示(令和4年農林水産省告示1413号)のとおり、バイオ炭の投入やプラスチックの使用削減の取組など、5類型を追加で位置づけています。</p>

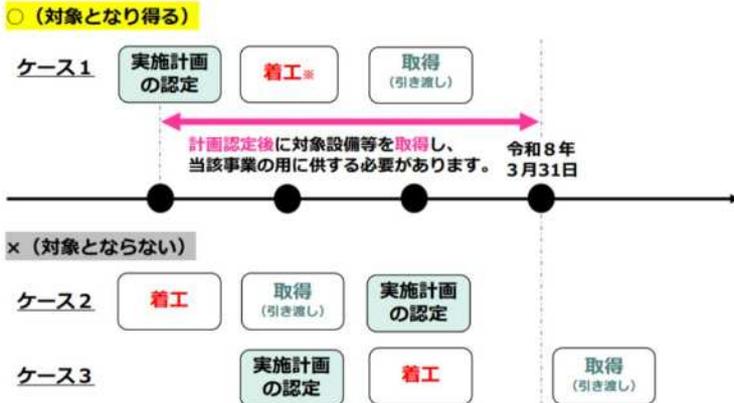
2-7	<p>農業協同組合、農業協同組合連合会、経済農業協同組合連合会、集落営農組織等の農業者の団体は、環境負荷低減事業活動実施計画の申請者になれますか。また、どのようなケースが想定されますか。</p> <p>農業協同組合、農業協同組合連合会、経済農業協同組合連合会、集落営農組織等は、法第2条第3項に規定する「農林漁業者」に該当しますので、これらの団体は、法人格の有無に関わらず環境負荷低減事業活動実施計画の申請者にもなります。</p> <p>特に、農協等が、環境負荷低減事業活動実施計画等の申請者となるケースとしては、例えば、環境負荷低減事業活動として農作業受託サービスの提供又は自ら農作物の生産を行う場合などが考えられます。</p>
2-8	<p>計画には、取組面積の拡大や削減率の深掘りなど、上向きの目標を設定しなければならないですか。</p> <p>制度上、目標と取組内容が整合的なものとなっていれば、例えば、現状維持の取組・目標を掲げる計画であっても認定することは可能です。</p> <p>ただし、新たな設備や技術の導入など投資を伴う計画については、通常、何らかの上向きの目標を設定することが想定されるものと考えられます。</p>
2-9	<p>更新認定を行う場合、新たな技術を導入したり、現状よりも上向きの目標を設定したりする必要がありますか。</p> <p>旧法のように1つ以上の新たな技術導入をしないと更新認定ができない等の定めはありません。当初の認定と同様に、目標とこれに向けた取組内容が適切であるか等について審査し、認定することとなります。なお、直近の認定計画に掲げた目標が達成されていない場合には、通常、計画の更新時には、これを踏まえた目標や取組内容の見直しを行う必要があると考えられます。</p>
2-10	<p>環境保全型農業直接支払交付金制度を活用する農業者団体は、環境負荷低減事業活動実施計画を提出することができますか。</p> <p>環境保全型農業直接支払交付金実施要領(平成23年4月1日22生産第10954号農林水産省生産局長通知)の第1で定める対象者(農業者の組織する団体及び農業者)はいずれも、化学肥料・化学農薬を5割以上低減させる取組又は有機農業の取組を行っていますので、この中で土づくりにも取り組んでいれば環境負荷低減事業活動に該当し、環境負荷低減事業活動実施計画を提出することができます。</p> <p>なお、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている農業者は、環境保全型農業直接支払交付金を受給する上で必要となる「推進活動」の実践が免除されます。</p>
2-11	<p>近年増加傾向にある「堆肥入りの肥料」については、「有機質資材の施用」の「有機質資材」に該当しますか。若しくはあくまで肥料であることから該当しないのでしょうか。</p> <p>「堆肥入りの肥料」については、含まれている堆肥の部分を有機質資材と解していただいて構わないと考えます。</p>
2-12	<p>温室効果ガスの排出削減の取組(2号活動)は、どのような基準があるのか。</p> <p>農林漁業における温室効果ガスの排出削減の取組は、二酸化炭素だけでなく、メタンや一酸化二窒素に関するものも含め、多様な事業活動が該当することから、「〇%削減」等の定量的な水準を一律に定めることは困難と考えています。</p> <p>このため、計画の作成に当たっては、「福岡県環境負荷低減事業活動に関する指針(以下、県指針という)」の第3 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動(第2号活動)の内容を参考に作成ください。</p> <p>燃油使用量の削減や取組面積等の目標が温室効果ガスの排出削減に寄与するか、それに向けた取組内容が適切なものとなっているかどうか等を確認し、認定を行うこととします。</p>
2-13	<p>農林水産大臣が別途定める事業活動(3号活動)の5類型について、具体的な取組イメージを教えてください。</p> <p>具体的に想定される取組例について、「県指針」の第4 その他の環境負荷低減事業活動(第3号活動)の内容のとおり取りまとめているので御参照ください。このほかに地域で取り組まれている活動が告示で定める類型に該当するかどうかについては、個別に御相談ください。</p>

2-14	<p>農業者が作成する旧持続農業法の導入計画と本法律の実施計画について、記載事項は大きく変わりますか。</p> <p>旧持続農業法の導入計画の記載内容に沿って記載いただければ、大きく変わる点はありません。(福岡県環境負荷低減事業活動実施計画認定等要領(以下、認定等要領)別記様式第1号を参照してください。)</p> <p>具体的な様式については以下のホームページから取得ください。</p>
2-15	<p>旧法では、過半の面積で取組を行う必要がありましたが、新法では取組面積に下限等がありますか。</p> <p>基本方針第二の2(2)において、「農林漁業者の経営状況等に照らして環境負荷低減事業活動に相当程度取り組む見込みであること」と定めています。具体的には、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営面積の概ね2分の1以上の面積で環境負荷低減事業活動に取り組むことや、 ・環境負荷低減事業活動に係る農作物の作付面積が同じ種類の農作物の作付面積の概ね2分の1以上であること <p>などを目指す計画となっているかを目安としてください。</p>
2-16	<p>有機JASを既に取得している有機農業者が作成する実施計画は、どのようなものとなりますか。</p> <p>慣行栽培等を行っているほ場を転換するなどにより、有機農業を行う面積を拡大する取組などが想定されます。</p>
2-17	<p>みどり認定取得後、計画に変更があった場合どのようにすべきでしょうか。また、その他提出すべき書類はありますか。</p> <p>計画に変更があった場合、変更計画の手続きが必要となります。認定等要領第5に従って書類の提出をお願いします。また、計画に従って取組が行われているどうかを確認するため、必要に応じて実施状況報告書を提出いただきます。</p>
2-18	<p>複数の都道府県を跨ぐ形で環境負荷低減事業活動実施計画等を申請することはできますか。</p> <p>複数の都道府県をまたぐ場合には、それぞれの都道府県で作成されている基本計画の推進に寄与するものとして、各都道府県に対して実施計画を提出していただくこととなります。</p>
2-19	<p>実施計画の申請に当たっては、土壌診断結果を添付することとされていますが、土壌診断はどの程度の粒度で行えば良いですか。また、計画申請の段階で行う必要がありますか。</p> <p>計画の申請に当たって、土壌診断結果の添付は必須としています。その手法や粒度については特段の定めはありませんが、各地域の実情を踏まえつつ適正な施肥の実践等につながるよう実施いただきたいと考えております。</p>
2-20	<p>1号活動の申請を行う場合、土壌診断結果の添付が必須となっていますが、どこに定められていますか。</p> <p>旧法における運用状況も踏まえ、国の基本方針第二の2(2)①において、「具体的には、定期的に土壌診断を行った上で、(中略)取り組むものとする。」としています。なお、土壌診断の手法や項目について特段の定めはなく、各地域の実績を踏まえつつ適切な施肥の実践等につながるよう土壌診断を実施いただければ構いません。</p>
2-21	<p>環境負荷低減事業活動として「土づくり、化学肥料・農薬の使用減少」に取り組みたいのですが、土壌養分が蓄積し堆肥の施用を控えるべきとの土壌診断結果が出ている場合でも、当該取組類型で申請して認定を受けることはできますか。</p> <p>土壌診断の結果を踏まえて、土壌の性質(物理性・化学性・生物性)の改善のために必要な取組を行う計画となっていれば、認定することが可能と考えます。</p> <p>(現状、堆肥の施用を控えている場合であっても、5年間の計画の中で、土壌診断の結果を踏まえて、必要に応じて有機物質材の施用をすることが記載されていればよいと考えます。)</p>

2-22	<p>土づくり、化学肥料・化学農薬の低減(1号活動)での申請において、申請時の土壌診断結果の添付が必須となっていますが、申請時でなく実施計画の期間中の提出とすることはできますか。</p> <p>土壌診断は、土づくり、化学肥料・化学農薬の低減(1号活動)を行う上で、適正な施肥や土づくりを行うために欠かせないものです。このため、実施計画作成に当たっては、まずは、現在のほ場の状況を把握した上で、具体的な目標設定や取組内容を検討することが効果的であると考え、原則、申請時の土壌診断結果の添付を必須としています。</p> <p>しかしながら、みどり投資促進税制対象機械の購入時期の兼ね合いなど、申請・認定時期に配慮すべき事由があり、後日速やかに土壌診断結果を提出することが見込まれる場合は、実施計画の取組内容に土壌診断を実施する旨を記載し、実施状況報告の際に土壌診断結果を提出することを条件に認定を行うことは可能と考えます。</p>
2-23	<p>計画に記載する面積の単位(精度)は概数でいいですか。年度ごとに面積の変更が想定される場合、面積の確認は必要ですか。</p> <p>概数で構いません。</p> <p>また、年度ごとの取組状況については、実施状況報告書において確認いただくこととなります。(なお、計画書には、取組面積の「現状」と「計画終期(5年後)の目標」を記載いただくこととなっているため、ローテーション等により年度ごとに取組面積の増減がある場合でも、計画変更等の手続きは不要と考えています。)</p>
2-24	<p>J-クレジット制度に登録されたプロジェクトに取り組み、同じ取組でみどり認定を受けることは可能ですか。</p> <p>同じ取組でみどり認定を受けることは可能ですが、J-クレジットは譲渡・販売された時点で、CO₂削減分の環境価値も購入者等のものになり、J-クレジットの創出者はその価値を主張できなくなります。「CO₂削減に取り組んでいます」といった表示はできませんのでご注意ください。</p> <p>(記載例) ×「みどり認定を受けてCO₂削減に取り組んでいます」 ○「みどり認定を受けてCO₂排出削減クレジットの創出及び販売に取り組んでいます」</p>
(グループ認定について)	
2-25	<p>農業者の団体で一括で環境負荷低減事業活動実施計画等を申請し、団体や構成員が税制・金融等特例を受けたい場合に、申請書における申請者目標や実施内容についてどのように記載すればよいですか。</p> <p>申請者欄については、団体名のみでの申請とするか、団体名とその構成員すべてを併記するかは問いませんが、団体名のみで申請を行う場合には、計画書の実施体制欄等において、当該特例を活用する構成員が明確に位置づけられている必要があります。</p> <p>また、団体での申請であっても、認定要件を確認する上で、事業活動を実際に行う者(=構成員たる事業者)のそれぞれの目標や実施内容、取組面積等を記載いただく必要があります。さらに、特例措置を活用する際に添付する別表についても、特例を活用する構成員ごとに作成し添付してください。団体が共同利用設備を導入する場合は、団体としての別表の作成が必要となります。なお、取組内容、面積等が確認できるものとなっていれば様式については一覧表などを用いて簡略化いただくことも可能です。</p>
2-26	<p>申請主体になれる団体の要件はありますか。</p> <p>法及び基本方針に定めるほか、特段の要件はありません。</p> <p>法人格の有無にかかわらず、農業者が直接又は間接の構成員となっている団体であれば、農協や農協の生産部会、集落営農組織、環境保全型農業直接支払交付金の申請を行う農業者団体(任意組織)などの単位で申請が可能です。</p> <p>(通常、品目や活動内容に共通項を有する団体での申請が想定されます。)</p>

2-27 団体申請の計画書はどのように作成すればいいですか。	<p>団体申請であっても、事業活動を実際に行う者(=構成員)それぞれの活動内容や目標、取組面積、経営規模等について把握できるようになっていることが必要です。</p> <p>特に設備投資を行う計画の場合、取組内容や経営規模に照らして適切なものとなっているか確認する必要があります。</p> <p>その上で、例えば、団体としての共通の取組内容を計画書本体にまとめ、個々の構成員の取組内容等については一覧表などで整理して添付することも可能と考えています。</p> <p>具体的な作成イメージは「記載例」を参考にしてください。</p>
2-28 団体名で申請を受けても、その構成員が税制等の特例措置を活用することはできますか。	<p>団体名での申請の場合も、その計画に含まれる構成員であれば特例措置を活用することができます。</p> <p>その際、</p> <p>①当該活動に取り組む構成員であることが、計画の中に明確に位置づけられていること(一覧表でも可)</p> <p>②必要な別表については、特例を活用する者ごとに作成し計画に添付することが必要です。</p>
2-29 経営面積、作物別の面積で「概ね2分の1以上環境負荷低減事業活動」の見込みがあることがガイドラインに示されていますが、団体申請の場合は、団体としての「2分の1以上」でもいいですか。	<p>申請主体となる団体の性格に応じて異なるものと考えます。</p> <p>具体的には、当該団体として農業経営を行っている場合(=団体が1つの経営体とみなせる場合)は、団体として2分の1以上でも構わないと考えられます。</p> <p>一方で、あくまで個々の構成員が個別に農業経営を行っている場合には、それぞれの個人が2分の1以上で取り組む計画となっている必要があると考えます。</p>
2-30 団体申請の場合、例えば、特別栽培米部会の認定計画では「年度により構成員が増減する」ことが想定されます。この場合、どのような手続きが必要となりますか。	<p>構成員が変わる場合は、「軽微な変更」ではなく「計画の変更」の手続きが必要です。</p>
2-31 国交付金等で共同選果場の要望を挙げる際にポイント加算をできるようになるには、受益産地の団体すべてがグループ申請で認定を受けないと加算できないでしょうか。受益産地の過半が認定をうければ加算できるでしょうか。	<p>各事業によって異なることから、交付要綱等を御確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、不明な点は各事業を所管している県担当課、県出先機関又は市町村等に御相談ください。</p>
2-32 グループ申請の場合、任意団体には規約が必要ですか。	<p>必ずしも規約は必要ありません。ただし、申請に当たっては代表者を定めていただく必要があります。(なお、グループ認定した任意団体で補助事業に申請する場合には、当該補助事業で規約等を要件している場合があるため御留意ください。)</p>
2-33 構成員一覧のエクセル表の作成も負担が大きいことから、さらなる簡素化のため、団体としての申請書1本+構成員名簿+特例を受ける構成員の別表で申請することはできませんか。	<p>申請主体となる団体の性格に応じて異なるものと考えます。</p> <p>例えば、当該団体として農業経営を行っている場合(=団体が1つの経営体とみなせる場合)は、団体としての申請書に構成員名簿を添付することでも差し支えないと考えます。</p> <p>具体のケースで迷うことがあれば個別に御相談ください。</p>
2-34 グループ申請における実施状況報告は、個人の内訳を含めて報告するのでしょうか。	<p>申請時に個別の目標を立てて合算していただいていることから、実施状況報告時にも各個人の状況を内訳として報告いただくことが適当です。</p>

2-35	<p>グループ申請にあたり、構成員に係る内容を別表にまとめる際には、事業活動の内容及び目標等は個別農家毎に全て記載する必要がありますか。</p> <p>構成員の一覧表においては、「環境負荷低減事業活動の内容及び目標」や「経営規模等」については構成員ごとに記載いただく必要があります。</p> <p>一方、税制特例や補助事業のメリット措置を活用して農業機械等の取得や施設整備をする予定の場合は、その「使途・用途」、「調達方法」、「金額」、「活用予定の特例措置」を旨記載いただき、その上で、該当特例の別表様式を添付していただく必要があります。なお、特例措置を受ける予定がなければ当該情報の記載は任意で構いません。</p>
2-36	<p>グループ申請にあたり、構成員に係る内容を別表にまとめる際、経営の持続性の確保に関する事項はどの程度記載すれば良いですか。</p> <p>環境負荷低減事業活動に取り組むに当たって、経営として成り立っていることが前提のため、売上－経費＝所得の概算値を記載していただくことにしています。一方で、設備投資の妥当性や経営の持続性は「所得」のみでも確認し得るため、「売上高」及び「経営費」については省略可能と考えます。</p> <p>なお、所得の概算値の記載に当たり、実態と遜色ないという整理が可能な場合は、売上を「個々の面積×平均収量×JAの農家支払単価」、経費は「県の経営指標のコメ経費」として所得を算出するといったことも可能です。</p>
2-37	<p>グループ認定の場合、計画の実施期間中に構成員数が増減した場合、どのような対応が必要でしょうか。</p> <p>構成員が増減する場合は、構成員の特例措置の活用見込みなど個々の状況に鑑み、適切なタイミングで変更手続きを行う必要があります。なお、構成員が追加される場合、特段の理由がなければ、当初の計画実施期間を変更する必要はありません。</p>
2-38	<p>同一個人が複数のグループで環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けることはできますか。</p> <p>同一の農地を同一作物で複数認定することはできません。</p> <p>例えば、JAの水稲部会でグループ申請をした農地を、近隣農家で組織する任意組織でもグループ申請を行うことはできません。</p> <p>一方で、同一個人が異なる品目の2つのグループ申請で認定を受けることは可能です。また、同一農地でも、表作・裏作それぞれ異なる品目の場合に別々のグループで、同一農地をダブルカウントで申請することは可能です。</p>
<h3>3 【みどり投資促進税制】</h3>	
<p>(全般)</p>	
3-1	<p>特別償却の特例は、農業者にとってどのようなメリットがありますか。</p> <p>設備投資を行った場合、通常は、機械等の耐用年数に応じて毎年一定の方法で減価償却を行うところ、特別償却は、設備投資の初年度に減価償却を上乗せすることができるものです。</p> <p>初年度の経費を多く計上できるため、特別償却をしない場合と比べて、手元に多くの資金が残せることとなり、資金繰りの面でメリットがあります。</p>
3-2	<p>税制の適用を受けるためには何をすれば良いですか。</p> <p>みどり投資促進税制は、認定を受けた環境負荷低減事業活動実施計画に従って行う取組において必要となる設備投資を対象とした税制措置となります。このため、まずは計画を作成し、認定を受けなければなりません。</p> <p>なお、いずれの計画であっても、税制の対象となる設備は、化学肥料又は化学農薬の使用の低減に関するものに限られますので、御留意ください。</p>
3-3	<p>補助金との併用は可能ですか。</p> <p>可能です。ただし、法人税については、法人税法上の圧縮記帳の適用を受けた場合は、圧縮記帳後の金額が税務上の取得価額となります。また、所得税についても同様の取扱いとなります。</p>

3-4	<p>税制の適用対象は中小企業のみですか。</p> <p>みどり投資促進税制は、中小企業に限らず、青色申告書を提出する個人・法人(大企業も含む。)で実施計画の認定を受けたものであれば、御活用いただけます。</p>
3-5	<p>税制措置の対象機械等と一体的に整備する建物等とは何ですか。</p> <p>環境負荷低減事業活動に係る税制措置の対象機械等を備え付けるために必要な建物等が該当します。 例えば、色彩選別機若しくは種子温湯消毒設備、コンポスター、家畜排せつ物の自動攪拌装置等を備え付ける建物等を指します。機械等の収納を行う倉庫は対象外です。(3-24参照)。</p>
3-6	<p>「取得」とは、具体的にどのタイミングを指すのですか。</p> <p>機械等の所有権を得たこと、つまり機械等の購入等をしたこと(請負契約に基づく建物については、一般的には引渡しを受けたこと)を指します。例えば、検収が終わっていない設備については、引渡しが済んでいないことから一般的に未取得の状態と考えられます。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署まで御確認ください。</p>
3-7	<p>リースにより取得した機械は税制の対象になりますか。</p> <p>ファイナンスリース取引については対象になりますが、ファイナンスリースのうち所有権移転外リース取引については本税制の対象外となります。 また、オペレーティングリースについても対象外となります。</p>
3-8	<p>中古品は税制の対象になりますか。</p> <p>中古品は、本税制の対象外です。</p>
3-9	<p>「事業の用に供する」とは、具体的にどのタイミングを指すのですか。</p> <p>業種・業態・その資産の構成及び使用の状況を総合的に勘案して判断されますが、一般的にはその減価償却資産の持つ属性に従って本来の目的のために使用を開始するに至ったことを指します。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署まで御確認ください。 国税庁HP「No.5400-2 事業の用に供した日」： https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5400-2.htm</p>
3-10	<p>みどり投資促進税制を利用するためには、いつまでに実施計画を申請すれば良いですか。</p> <p>適用期限は令和8年3月末です。それまでに認定を受け設備の取得等をして事業の用に供する必要があります。また、計画の認定後に着工・取得を行う必要があります。 認定手続きに要する期間は、計画の内容によっても異なりますので、申請が適用期限の直前となる場合は個別に御相談ください。</p> <p>(参考)対象となる設備取得のタイミングについて</p>  <p>○ (対象となり得る)</p> <p>ケース1 実施計画の認定 → 着工 → 取得 (引き渡し)</p> <p>計画認定後に対象設備等を取得し、当該事業の用に供する必要があります。 令和8年 3月31日</p> <p>× (対象とならない)</p> <p>ケース2 着工 → 取得 (引き渡し) → 実施計画の認定</p> <p>ケース3 実施計画の認定 → 着工 → 取得 (引き渡し)</p>

3-11 設備の修繕は対象となりますか。	設備の修繕は対象外です。
3-12 特別償却限度超過額の繰り越しは可能ですか。	特別償却限度額のうち、当事業年度又は年分に損金又は必要経費の額の計算に算入しなかった額については、翌事業年度又は年分に限り、繰り越すことができます。
3-13 取得価額の範囲には、どのような費用が含まれますか。	対象となる減価償却資産の取得価額は、①当該固定資産の購入代価(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、その他当該固定資産の購入のために要した費用)、②当該固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額のうち、減価償却資産として計上するものの合計額になります。
3-14 取得価額に消費税は含まれますか。	消費税の額を含めるかどうかは事業者の経理方式によります。すなわち、資産について税込経理であれば消費税を含んだ金額で、資産について税抜経理であれば消費税を含まない金額になります。
3-15 脱炭素に関する取組については、本税制の対象となりますか。	脱炭素に関する取組については、現在、カーボンニュートラル税制が措置されていますので、当該税制を御活用ください。 なお、農林水産省HPにおいても、カーボンニュートラル税制について、農林漁業者、食品関連事業者の方に向けたパンフレットを公表していますので御活用ください。 URL: https://www.maff.go.jp/j/aid/zeisei/index.html
3-16 プラスチックの排出量抑制の取組については、本税制の対象となりますか。	本税制においては、 ・化学肥料又は化学農薬の使用量を減少させる機械等 ・化学肥料及び化学農薬の使用量を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動の安定に不可欠な機械等が対象となっており、プラスチックの排出抑制の取組に用いる機械等については、本税制の対象外です。
3-17 中小企業投資促進税制との併用は可能ですか。	減価償却資産への税制の特例の複数併用はできないため、みどり投資促進税制と中小企業投資促進税制との併用はできません。
3-18 農水省HPに掲載されていたみどり税制対象機械の型式について、取得直前で更新が行われ、税制対象期間外での取得となった場合でも、みどり投資促進税制を適用できますか。	本税制措置は、設備投資のインセンティブとなることを目的としていることに鑑み、当該機械の発注が環境負荷低減事業活動計画の認定後であり、かつ、発注時に税制対象機械となっていることが、発注書等で確認できれば、取得のタイミングが税制対象期間中でなくても税制の適用が可能です。

(農業者向け、対象機械等の要件)

3-19 環境負荷低減事業活動に係る税制措置は、どのような設備が対象ですか。

農林水産省HP(基盤確立事業の認定状況及びみどり投資促進税制の対象機械について):

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/midorihou_kibann.html

に掲載された対象機械等を導入することで本税制措置の適用を受けられます。

また、当該機械等と一体的に整備する建物等も税制措置の対象となります。一体的に整備する例として、例えば、米の色彩選別機とそれが固定されている施設などが想定されます。

なお、対象機械等は、以下に大別されます。

- ・化学肥料又は化学農薬の使用量を減少させる機械等
- ・化学肥料及び化学農薬の使用量を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動の安定に不可欠な機械等

3-20 みどり投資促進税制について、「国が確認した設備」であることを証明するマーク等がありますか。

「国が確認した設備」については、農林水産省のHPにその名称や型式・型番が分かるよう掲載されています。また、認定事業者に対しても、「国が確認した設備」であることを製品カタログやパンフレット等に記載する等を働きかけ、農業者に分かるようにしていくとのことです。

3-21 みどり投資促進税制の対象設備(国が確認した設備)はどこを確認すれば良いですか。

こちらを御確認下さい。

農林水産省HP「基盤確立事業の認定状況及びみどり投資促進税制の対象機械について」:

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/midorihou_kibann.html

3-22 環境負荷低減事業活動に係る税制措置の対象機械等について、安定に不可欠な機械等とは何ですか。

化学肥料又は化学農薬の減少に係る直接的な機能は持たないものの、化学肥料又は化学農薬の使用量の減少に取り組むことで発生する収量の落ち込みや品質の不安定化を緩和する設備、有機質肥料の散布を行う機械等が該当します。

具体的には、除草のためのラジコン草刈機やカメムシによる斑点米を取り除くための色彩選別機等が想定されます。

3-23 税制の対象設備として農業用機械等を導入し、当該機械の収納を行うための倉庫を整備した場合、設備と一体的な建物として当該倉庫は税制の対象になりますか。

環境負荷の低減に資する機械を収納するための倉庫は、当該機械以外の収納にも供することができる汎用的な施設ですので、税制の対象にはなりません。(例えば、施設備付けで設置する機械装置とその建屋が一体的とみなせます。)

3-24 環境負荷低減事業活動における税制対象機械等について、販売が開始された時期に係る要件は何ですか。

環境負荷低減事業活動実施計画において導入した機械等のうち本税制の対象となるものは、販売開始日から10年以内の機械等になります。

3-25 機械等の取得価額はどのような単位で考えれば良いですか。

機械等の取得価額については、複数台が同時に農業者の利用に供されることが前提である場合を含め、「当該機械等が通常一単位として取引される単位ごと」に判定します。例えば、水田1枚あたりに1台必要な水田用抑草ロボットについて、農業者が複数台導入する際の取得価額の考え方は、当該水田用抑草ロボットが何台を一単位として販売されているかで判断することになります。

個々の機械及び装置の本体と同時に導入する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができます。

3-26 農業経営基盤強化準備金制度との併用は可能ですか。

農業経営基盤強化準備金を用いて機械等を取得した場合の圧縮記帳と、みどり投資促進税制の併用はできません。ただし、農業経営基盤強化準備金を積み立てることについては、みどり投資促進税制と併用できます。

4 【農業改良資金】

4-1 みどりの食料システム法に基づき農業改良資金の融資を受けられるのは、どのようなケースですか。

環境負荷低減事業活動に農業改良措置が含まれる場合には、農業改良資金の融資を受けられます。具体的には、環境負荷の低減に取り組みながら、品質・収量の向上又はコスト・労働力の削減を図るために必要な設備等を導入する際の資金の融資を受けることができます。

4-2 農業改良資金を借りたい場合には、どこに相談したらいいですか。

みどりの食料システム法の認定を受けて農業改良資金の融資を受けることを希望する場合には、県への計画申請と併せて、お近くの日本政策金融公庫等にお早めに御相談下さい。

4-3 農業改良資金の融資と補助金との併用は可能ですか。

国の補助金を財源に含む補助事業(事業負担金を含む)で導入する設備等に対して農業改良資金を併用することはできません。ただし、地方自治体の単独補助事業や融資残補助事業については、併用が可能です。

4-4 農業改良資金を利用するためには、いつまでに実施計画を申請すれば良いですか。

原則、農業改良資金を活用する場合には、みどり計画の認定及び農業改良資金の融資決定の後に着工・取得を行う必要があります。認定手続きに要する期間は、計画の内容によっても異なりますので、お早めに御相談ください。